

変更箇所一覧（令和4年1月31日時点まで）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ⑤ 保有開始日	平成27年6月予定	平成27年8月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③ 委託先における取扱者数	未記載	10人以上50人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤ 委託先名の確認方法	堺市ホームページに結果を公表する予定	堺市ホームページの委託業務入札結果・随意契約結果一覧に随意契約結果として公表している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥ 委託先名	同上	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている 25件	移転を行っている 30件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ① 法令上の根拠	住基法第30条の5(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知)	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(誤記訂正。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先58 ① 法令上の根拠	番号法第19条第9項	住民基本台帳法第1条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1～25 ① 法令上の根拠	番号法第9条第2項	住民基本台帳法第1条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 6に定める事務(災害救助法による応急的な救助の要請、調整、費用負担に関する事務)	番号法第9条第1項別表第1 6、36の2及び6 9に定める事務(救助又は扶助金の支給に関する事務、被災者台帳の作成に関する事務、被災者生活再建支援金の支給に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理及び移転先における用途の追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	保健医療課・子ども育成課・子ども家庭課・子ども相談所・各区役所子育て支援課・各役所区保健センター	保健医療課・子ども育成課・子ども家庭課・子ども相談所・家庭支援課・各区役所子育て支援課・各区役所保健センター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第17に定める事務 (障害児入所給付費等支給事務、里親認定登録事務、児童養護施設等入所措置及び入所者負担金の認定事務)	番号法第9条第1項別表第17に定める事務 (障害児入所給付費等支給事務、里親認定登録事務、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定及び費用の徴収等に関する事務、小児慢性特定疾病医療費助成事務、結核児童療育給付事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	子ども家庭課・保育運営課・子ども相談所・各区役所地域福祉課・各区役所子育て支援課・各区役所保健センター	子ども家庭課・幼保推進課・各区役所地域福祉課・各区役所子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第110に定める事務 (予防接種に関する事務)	番号法第9条第1項別表第110及び70に定める事務 (予防接種に関する事務、感染症(結核)対策事務、感染症患者医療費公費負担事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先における用途の追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6	障害者更生相談所・各区地域福祉課	障害者更生相談所・各区役所地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7	障害者支援課・各区地域福祉課	障害者支援課・各区役所地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 12に定める事務 (身体障害者福祉法によるやむをえない事由による措置に関する事務)	番号法第9条第1項別表第1 12、34、46及び47に定める事務(身体障害者福祉法によるやむをえない事由による措置に関する事務(身体障害)、知的障害者福祉法によるやむをえない事由による措置に関する事務(知的障害)、特別児童扶養手当支給事務、特別障害者手当等支給事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先9 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 15に定める事務 (生活保護事務)	番号法第9条第1項別表第1 15及び63に定める事務(生活保護事務、中国残留邦人等支援給付事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10	市民税管理課・資産税管理課・収税課・各市税事務所	市民税管理課・資産税管理課・収税課・資金課・税政課・各市税事務所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 16に定める事務 (地方税事務)	番号法第9条第1項別表第1 16に定める事務 (地方税事務、ふるさと納税ワンストップ特例に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先11 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 19及び35に定める事務 (市営住宅管理事務)	番号法第9条第1項別表第1 19、35及び61の2に定める事務(市営住宅管理事務、特定公共賃貸住宅の管理に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先における用途の追加。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12	保険年金管理課・各区役所保険年金課	国民健康保険課・健康医療推進課・各区役所保険年金課・各区役所保健センター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先12 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 30に定める事務 (国民健康保険事務等)	番号法第9条第1項別表第1 30に定める事務 (国民健康保険事務、特定健康診査及び特定保健指導事業に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先13	保険年金管理課・各区役所保険年金課	医療年金課・各区役所保険年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先13 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 31に定める事務 (国民年金事務)	番号法第9条第1項別表第1 31、59、83及び95に定める事務 (国民年金事務、後期高齢者医療事務、特別障害者給付金の支給に関する事務、年金生活者支援給付金に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理及び移転先における用途の追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先14	障害者支援課・各区地域福祉課	高齢施策推進課・各区役所地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先14 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 34に定める事務 (知的障害者福祉法によるやむをえない事由による措置に関する事務)	番号法第9条第1項別表第1 41に定める事務 (老人福祉法に規定する措置事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先15	危機管理室	子ども育成課・各区役所保健センター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先15 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 36の2に定める事務 (被災者台帳の作成事務)	番号法第9条第1項別表第1 49に定める事務等 (養育医療給付事務、母子保健事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先16	高齢施策推進課・各区役所地域福祉課	総務サービス課・子ども家庭課・各区役所子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先16 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 41に定める事務 (老人福祉法に規定する措置事務)	番号法第9条第1項別表第1 56に定める事務等 (児童手当法に関する事務、職員の児童手当等の認定事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先17	障害者支援課・各区役所地域福祉課	介護保険課・各区役所地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先17 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 46に定める事務 (特別児童扶養手当支給事務)	番号法第9条第1項別表第1 68に定める事務 等(介護保険事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先18	障害者支援課・各区役所地域福祉課	健康医療推進課・各区役所保健センター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先18 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 47に定める事務 (特別障害者手当等支給事務)	番号法第9条第1項別表第1 76に定める事務 等(健康増進事業に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先19	子ども育成課・各区役所保健センター	障害施策推進課・障害者支援課・精神保健課・ 子ども育成課・各区役所地域福祉課・各区役所 保健センター	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先19 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 49に定める事務等(妊婦・乳幼児健康診査事務、未熟児養育医療給付事務)	番号法第9条第1項別表第1 84に定める事務等(自立支援医療費(更生医療)給付事務、自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成(地域生活支援事業)に関する事務、障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給等に関する事務、補装具費の支給等に関する事務、身体障害者介助者用車いす電動補助装置購入費の支給に関する事務、移動支援事業・日中一時支援事業(地域生活支援事業)の支給等に関する事務、日常生活用具(地域生活支援事業)の給付等に関する事務、訪問入浴サービス事業(地域生活支援事業)に関する事務、点字図書給付事業(地域生活支援事業)の実施に関する事務、重度障害者住宅改修費の給付(地域生活支援事業)に関する事務、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業(地域生活支援事業)の支給等に関する事務、自立支援医療費(精神通院)給付事務、自立支援医療費(育成医療)給付事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加に伴う記載の整理。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先20	総務サービス課・子ども家庭課・各区役所子育て支援課	子ども家庭課、各区役所子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先20 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 56に定める事務等(児童手当支給事務)	番号法第9条第1項別表第1 9、37、43、44及び45に定める事務等(助産施設における助産の実施に関する事務、母子生活支援施設における保護の実施に関する事務、児童扶養手当法に関する事務、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けおよび償還に関する事務、同法による便宜の供与に関する事務、同法による給付金の支給に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先21	保険徴収医療課・各区役所保険年金課	健康福祉総務課、各区役所地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先21 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 59に定める事務等(後期高齢者医療制度事務)	番号法第9条第1項別表第1 40、48、50及び53に定める事務等(戦没者等の遺族および戦傷病者等の妻に対する特別給付金・特別弔慰金の給付事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先22	生活援護管理課・各区役所生活援護課	幼保推進課、各区役所子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先22 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 63に定める事務等(中国残留邦人等支援給付業務)	番号法第9条第1項別表第1 94に定める事務等(保育所等の利用に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先23	介護保険課・各区役所地域福祉課	医療年金課、各区役所保険年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先23 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 68に定める事務等(介護保険事務)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項別表第1 2、3、4及び5に定める事務等(老人医療費助成に関する事務、障害者医療費助成に関する事務、ひとり親家庭医療費助成に関する事務、子ども医療費助成に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先24	健康医療推進課・各区役所保健センター	住宅管理課、住宅改良課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先24 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 76に定める事務等(各種健(検)診事務等)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項別表第1 6に定める事務等(コミュニティ住宅、更新住宅等の管理に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先25	障害施策推進課・障害者支援課・精神保健課・子ども育成課・各区役所地域福祉課・各区役所保健センター	生活援護管理課、各区役所生活援護課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先25 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 84に定める事務等(自立支援医療(更生医療)事務、地域生活支援事業に係るサービスの支給に関する事務、障害福祉サービスの支給・障害程度区分の認定・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給・補装具費の支給に係るサービスの支給に関する事務、自立支援医療費(精神通院)支給認定事務、自立支援医療費(育成医療)給付事業)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項別表第1 7に定める事務等(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先26～30	未記載	移転先を26から30まで追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。(移転先追加。)
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年8月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成27年6月1日	平成27年8月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。	必要に応じて随時(月に1回程度)。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月2日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり ※変更に伴い、【その内容】と【再発防止策の内容】を記載。(詳細省略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 その他の措置の内容	未記載	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり ※変更に伴い、【その内容】と【再発防止策の内容】を記載。(詳細省略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 その他の措置の内容	未記載	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり ※変更に伴い、【その内容】と【再発防止策の内容】を記載。(詳細省略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年6月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 その他の措置の内容	未記載	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年10月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	記載なし	5. 文字管理機能 ・文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能。 6. 帳票出力機能 ・共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能。 7. 持ち出し制限機能 ・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 ・Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	記載なし	税務システム	事後	
平成28年10月7日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事前	
平成28年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	3件	事前	
平成28年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	未記載	委託事項3を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 58件	提供を行っている 60件	事前	
平成28年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先59～60	未記載	提供先を59から60まで追加	事前	
平成28年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(4)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(5)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・記録媒体の初期化以外に、物理破壊を行う。 (以下省略)	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得た上で行う。 ・記録媒体の初期化以外に、物理破壊を行う。 (以下省略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・ユーザ認証は2段階で実施している。既存住基システムを利用するときは、まず端末のログイン時に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。(以下省略) 2. なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(9)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」及び「(10)自己の保有するパスワード以外のパスワードを使用して端末機及びサーバーを操作しないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 (中略) 記載なし	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・ユーザ認証は3段階で実施している。既存住基システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。(以下省略) 2. なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4)パスワードは、定期的に変更すること。」「(5)端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 (中略) ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われなかったよう講じている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について (以下省略) 2. 失効管理 (中略) ・団体内統合宛名システムにおいて、以下のとおり、アクセス権限の失効管理を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について (以下省略) 2. 失効管理 (中略) ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の失効管理を行っている。	事前	
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定している「(2) 情報システムの管理に (以下省略) 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、Windowsのログインに係るアクセス権限の管理を行っている。 (中略) -利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを定期的に確認している。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に (以下省略) 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 (中略) -利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。	事後	
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク3 リスクに対する措置の内容	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により(以下省略)	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により(以下省略)	事後	
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑制している。	事前	
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	・共通基盤システムにおいて、連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。	・共通基盤システムにおいて、以下の措置を行っている。 -連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 -許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 -ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 -いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑制している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)に規定する「システム利用責任者は (以下省略)	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は (以下省略)	事後	
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	○ウイルス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(コンピュータウイルス対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、ウイルスチェック(当該データ等にウイルスが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、ウイルスのシステムへの侵入又は外部への拡散その他ウイルスによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(コンピュータウイルス対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時ウイルスに関する情報収集に努め、ウイルスチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。(以下省略) ○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(6)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、 (中略) 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク監視)に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため (以下省略)	○不正プログラム対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。(以下省略) ○不正アクセス対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7)本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、 (中略) 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため (以下省略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)に規定する「システム利用責任者は (以下省略)	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は (以下省略)	事後	
平成28年10月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)に規定する「システム利用責任者は (以下省略)	2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は (以下省略)	事後	
平成28年10月7日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)に規定する「電算管理者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての (以下省略)	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての (以下省略)	事後	
平成28年10月7日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又は (以下省略)	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又は (以下省略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追記)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2	事後	
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先14	高齢施策推進課・各区役所地域福祉課	地域包括ケア推進課・各区役所地域福祉課	事後	
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先31	未記載	移転先31を追加	事後	
平成29年10月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	5. 証明書発行 ・住民票の写しおよび記載事項証明等、住民票への記載・不記載に関する旨を証明する。(自動交付機による発行を含む)	5. 証明書発行 ・住民票の写しおよび記載事項証明等、住民票への記載・不記載に関する旨を証明する。(自動交付機及びコンビニ交付による発行を含む)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム	未記載	システム6(コンビニ交付システム)を追加	事前	
平成29年10月6日	I 基本情報 (別添1)	未記載	(2)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務(コンビニ交付)を追加	事前	
平成29年10月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署 (保険年金管理課、介護保険課、子ども家庭課、保険徴収医療課)	評価実施機関内の他部署 (医療年金課、介護保険課、子ども家庭課)	事後	
平成29年10月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	既存住基システムの保守作業	既存住基システム及びコンビニ交付システムの保守作業	事前	
平成29年10月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	未記載	87. 個人番号カード運用状況 88. 利用者証明用電子証明書シリアル番号	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている 30件	移転を行っている 33件	事後	
平成30年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10	市民税管理課・資産税管理課・収税課・資金課・税政課・各市税事務所	税務運営課・資金課・税制課・市税事務所	事後	
平成30年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先31	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項別表第1 24に定める事務等(堺市胃がんリスク検査の実施に関する事務)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項別表第1 24及び25に定める事務等(堺市胃がんリスク検査の実施に関する事務、堺市前立腺がん検査の実施に関する事務)	事後	
平成30年8月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先32～33	未記載	移転先32～33を追加	事後	
平成30年8月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	松尾泰仁	戸籍住民課長	事後	様式変更に伴う所要の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	○法務省ネットワークシステム連携 ・外国人住民票の記載等に関して法務省システムから媒体で法務省通知情報を受信する。また、住民票の住所事項に変更があった場合等に市町村通知情報を作成し、媒体により法務省システムへ送信する。	○出入国在留管理庁ネットワークシステム連携 ・外国人住民票の記載等に関して出入国在留管理庁システムから媒体で出入国在留管理庁通知情報を受信する。また、住民票の住所事項に変更があった場合等に市町村通知情報を作成し、媒体により出入国在留管理庁システムへ送信する。	事後	
令和1年5月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和1年5月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務(住民票記載等の事務の流れ) 図中	法務省入国管理局	出入国在留管理庁	事後	
令和1年5月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務(住民票記載等の事務の流れ) 図中	法務省通知情報	出入国在留管理庁通知情報	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務(住民票記載等の事務の流れ) 備考	法務省入国管理局から外国人住民の法務省通知情報を受け付ける。 (中略) 法務省入国管理局へ外国人住民の市町村通知情報を送信。	出入国在留管理庁から外国人住民の出入国在留管理庁通知情報を受け付ける。 (中略) 出入国在留管理庁へ外国人住民の市町村通知情報を送信。	事後	
令和1年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	法務省入国管理局	出入国在留管理庁	事後	
令和1年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	法務省連携ネットワークシステム	出入国在留管理庁連携ネットワークシステム	事後	
令和1年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○入手元(行政機関・地方独立行政法人) 法務省連携ネットワークシステムからの法務省通知／1日1回	○入手元(行政機関・地方独立行政法人) 出入国在留管理庁連携ネットワークシステムからの出入国在留管理庁通知／1日1回	事後	
令和1年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	○定期的入手 ・外国人住民の在留資格等更新に関する届出(本人等が入国管理局等に届出)に伴い、入国管理局から法務省連携ネットワークシステムを通じて1日に1回提供があるので、法務省通知情報として入手する。	○定期的入手 ・外国人住民の在留資格等更新に関する届出(本人等が出入国在留管理庁等に届出)に伴い、出入国在留管理庁から出入国在留管理庁連携ネットワークシステムを通じて1日に1回提供があるので、出入国在留管理庁通知情報として入手する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	法務省通知情報	出入国在留管理庁通知情報	事後	
令和1年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法／情報の突合	法務省連携ネットワークシステム	出入国在留管理庁連携ネットワークシステム	事後	
令和1年11月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	4. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	
令和1年11月1日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(3)送付先情報ファイル ・市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	(3)送付先情報ファイル ・市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	
令和1年11月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「(2)本人確認情報ファイル」 及び「送付先情報ファイル」を 取り扱い事務の内容(市町村 CSを中心とした事務の流れ)	図中のふきだし 1-①届出等(出生・引越等) 2-①住民票の写しの交付申請等 3-②送信依頼 3-⑤転入通知	図中のふきだし 1-①届出等(出生・引越等)※ 2-①住民票の写しの交付申請等※ 3-②送信依頼※ 3-⑤転入通知※	事後	
令和1年11月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「(2)本人確認情報ファイル」 及び「送付先情報ファイル」を 取り扱い事務の内容(市町村 CSを中心とした事務の流れ)	(備考) 1. 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡 等の届出等を受け付ける。	(備考) 1. 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡 等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	
令和1年11月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「(2)本人確認情報ファイル」 及び「送付先情報ファイル」を 取り扱い事務の内容(市町村 CSを中心とした事務の流れ)	(備考) 2. 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請 等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。	(備考) 2. 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請 等、本人確認が必要となる申請を受け付ける (※特定個人情報を含まない)。	事後	
令和1年11月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「(2)本人確認情報ファイル」 及び「送付先情報ファイル」を 取り扱い事務の内容(市町村 CSを中心とした事務の流れ)	(備考) 3. 3-②.統合端末から、市町村CSを経由して 転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依 頼を行う。	(備考) 3. 3-②.統合端末から、市町村CSを経由して 転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依 頼を行う(※特定個人情報を含まない)。	事後	
令和1年11月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「(2)本人確認情報ファイル」 及び「送付先情報ファイル」を 取り扱い事務の内容(市町村 CSを中心とした事務の流れ)	(備考) 3. 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから 転入処理完了後に受け渡される転入通知情報 を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府 県サーバーへ本人確認情報の更新情報を送信 する。	(備考) 3. 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから 転入処理完了後に受け渡される転入通知情報 (※特定個人情報を含まない)を転出地市町村 へ送信すると同時に、都道府県サーバーへ本 人確認情報の更新情報を送信する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「(2)本人確認情報ファイル」 及び「送付先情報ファイル」を 取り扱い事務の内容(市町村 CSを中心とした事務の流れ)	(備考) 4. 4-①.4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	(備考) 4. 4-①.住民票コード、個人番号又は4情報の 組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人 確認情報を検索する。	事後	
令和1年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合 せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住 所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確 認情報ファイルの検索を行う。	事後	
令和1年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	(1)住民基本台帳ファイル (未記載)	(1)住民基本台帳ファイル 89. 旧氏、90. ふりがな旧氏	事前	
令和1年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	(2)本人確認情報ファイル (未記載)	(2)本人確認情報ファイル 37.旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧 氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	事前	
令和1年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	(3)送付先情報ファイル (未記載)	(3)送付先情報ファイル 62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、6 6. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)送付先情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性担保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	
令和1年11月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。	特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	
令和1年11月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下、「第85号総務省令」という)第35条第1項により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下、「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	
令和4年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 ・機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	
令和4年1月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(3)送付先情報ファイル ・市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	(3)送付先情報ファイル ・市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> <p>《削除》</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「(2)本人確認情報ファイル」 及び「(3)送付先情報ファイル」 を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	(追記)	※個人番号カードに係る事務(個人番号通知書 ／個人番号カードの発行・送付など)については地方公共団体情報システム機構(機構)が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。 (注)図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを差す。	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	富士フィルムシステムサービス株式会社	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	富士フィルムシステムサービス株式会社	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 60件	提供を行っている 61件	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3～13、15～57、59～60 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号（以下略）	番号法第19条第8号（以下略）	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14	(省略)	指定先14を削除以降、提供先15～提供先60の番号をひとつ繰り上げ	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先43	番号法第19条第8号 別表第二(第97項)	番号法第19条第8号 別表第二(第96項)	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先60～61	未記載	提供先60～61を追加	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	保健医療課、子ども育成課、子ども家庭課、子ども相談所、家庭支援課、各区役所子育て支援課、各区役所保健センター	保健医療課、子ども育成課、子ども家庭課、子ども相談所、家庭支援課、各区役所保健センター	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	子ども家庭課、幼保推進課、各区役所地域福祉課、各区役所子育て支援課	子ども家庭課、幼保推進課、各区役所地域福祉課、各区役所子育て支援課、各区役所保健センター、子ども相談所	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 10及び70に定める事務(予防接種に関する事務、感染症(結核)対策事務、感染症患者医療費公費負担事務)	番号法第9条第1項別表第1 10、70及び93の2に定める事務(予防接種に関する事務、感染症(結核)対策事務、感染症患者医療費公費負担事務)	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先7	障害者支援課、各区役所地域福祉課	障害支援課、各区役所地域福祉課	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先10	税務運営課、資金課、税制課、市税事務所	税務運営課、資金課、税制課、法人諸税課、市民税課、固定資産税課、納税課、税務サービス課	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先14	地域包括ケア推進課、各区役所地域福祉課	地域共生推進課、各区役所地域福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先15	子ども育成課、各区役所保健センター	子ども育成課、各区役所子育て支援課、各区役所保健センター	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先19	障害施策推進課、障害者支援課、精神保健課、子ども育成課、各区役所地域福祉課、各区役所保健センター	障害施策推進課、障害支援課、精神保健課、子ども育成課、障害福祉サービス課、各区役所地域福祉課、各区役所子育て支援課、各区役所保健センター	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先19 ② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1 84に定める事務等(自立支援医療費(更生医療)給付事務、自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成(地域生活支援事業)に関する事務、障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給等に関する事務、補装具費の支給等に関する事務、身体障害者介助者用車いす電動補助装置購入費の支給に関する事務、(以下省略)	番号法第9条第1項別表第1 84に定める事務等(自立支援医療費(更生医療)給付事務、自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成(地域生活支援事業)に関する事務、障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給等に関する事務、補装具費の支給等に関する事務、身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費の支給に関する事務、(以下省略)	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル ② 移転先における用途 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先23	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項別表第1 2、3、4及び5に定める事務等(老人医療費助成に関する事務、障害者医療費助成に関する事務、ひとり親家庭医療費助成に関する事務、子ども医療費助成に関する事務)	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項別表第1 2、3、4及び5に定める事務等(廃止前の老人医療費助成に関する事務、重度障害者医療費助成に関する事務、ひとり親家庭医療費助成に関する事務、子ども医療費助成に関する事務)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先28	障害者支援課、子ども家庭課	障害福祉サービス課、子ども家庭課	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先29	障害者支援課、各区役所地域福祉課	障害支援課、各区役所地域福祉課	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先30	幼保運営課、各区役所子育て支援課	幼保推進課、幼保運営課	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先32	地域包括ケア推進課、各区役所地域福祉課	長寿支援課、各区役所地域福祉課	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その妥当性	・転出や死亡等により削除された住民票は、削除された日の翌年度から5年間保管する。(住民基本台帳法施行令第34条)	・転出や死亡等により削除された住民票は、削除された日の翌年度から150年間保管する。(住民基本台帳法施行令第34条第2項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、(以下省略) <住民票の運用における措置> ・保管期間を経過した住民票はシステムで判別し、廃棄する。ただし、住民票を廃棄した旨のお知らせに対応できるように、廃棄記録は索引として保存する(索引に必要な項目以外は個人番号も含め初期化することを予定している。)	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(4)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(5)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、(以下省略) <住民票の運用における措置> ・保管期間を経過した住民票はシステムで判別し、廃棄する。	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥ 委託先名	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	富士フィルムシステムサービス株式会社	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ②対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先情報)	[○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	○その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	○その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課、市民人権局市民生活部戸籍住民課	堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課、市民人権局市民生活部戸籍住民課、ICTイノベーション推進室	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・個人番号の通知については番号法第7条第1項に明示されている。 ・通知カード作成等については法令により機構に委任される。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課、市民人権局市民生活部戸籍住民課	堺区役所市民課、中区役所市民課、東区役所市民課、西区役所市民課、南区役所市民課、北区役所市民課、美原区役所市民課、市民人権局市民生活部戸籍住民課、ICTイノベーション推進室	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	富士フィルムシステムサービス株式会社	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	第85号総務省令第35条	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	個人番号、4情報(氏名。性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報、通知カード及び交付申請書の送付先情報	「2. ④記録される項目」と同上。	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	1. ユーザーの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項 (以下省略) 2. なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項 (以下省略) ・ユーザIDについて -既存住基システムを業務で使用する常勤職員、非常勤職員、短期臨時職員、派遣労働者、委託業務従事者(以下、「職員等」という)は、自己が利用しているIDを他人に利用させないこととしている。	1. ユーザーの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項 (以下省略) 2. なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第4項 (以下省略) ・ユーザIDについて -既存住基システムを業務で使用する常勤職員、非常勤職員、会計年度任用職員、派遣労働者、委託業務従事者(以下、「職員等」という)は、自己が利用しているIDを他人に利用させないこととしている。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1. 発行管理 ・ユーザID の取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。 ・共通基盤システムにおいて、所属長が情報化推進課にユーザ登録依頼を行い、情報化推進課にて必要なWindowsログインに係るアクセス権限を付与している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の発行管理を行っている。 【連携機能】 -データ連携開始時に情報化推進課の許可を得た上で、システム単位に必要なアクセス権限を付与している。個人単位では付与していない。 【オンライン機能】 -所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼を行い、情報化推進課にて必要なアクセス権限を個人単位で付与している。	1. 発行管理 ・ユーザID の取扱い等について、離席時のログアウトの徹底等の運用ルールを定めている。 ・共通基盤システムにおいて、所属長がICTイノベーション推進室にユーザ登録依頼を行い、ICTイノベーション推進室にて必要なWindowsログインに係るアクセス権限を付与している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の発行管理を行っている。 【連携機能】 -データ連携開始時にICTイノベーション推進室の許可を得た上で、システム単位に必要なアクセス権限を付与している。個人単位では付与していない。 【オンライン機能】 -所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼を行い、ICTイノベーション推進室にて必要なアクセス権限を個人単位で付与している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に(以下省略)	堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(情報セキュリティインシデント等への対応)第10項に(以下省略)	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の情報・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼をする。	移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼をする。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の情報・移転 リスク1 その他の措置の内容	・遠隔地保管を行うバックアップ用LTOメディアは、情報化推進課が一括管理しており、所管課との受渡しは記録簿にて管理を行っている。	・バックアップ用LTOメディアは、遠隔地保管を外委託しており、業者との受渡しは記録簿にて管理を行っている。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(3)重要な情報を記録した記録媒体については、(以下省略)	3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)重要な情報を記録した記録媒体については、(以下省略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報)が漏洩)	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っている。 (1)データの外部持出し制限の強化 (省略) (2)情報セキュリティ等のチェック体制の強化 (省略) (3)事故発生時の対応の強化 (省略) (4)職員の意識向上 (省略) (5)その他 (省略)	・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	保管期間を経過した住民票(除票)はシステムで判別し、廃棄する。ただし、住民票を廃棄した旨のお知らせに対応できるように、廃棄記録は索引として保存する(索引に必要な項目以外は個人番号も含め初期化することを予定している。)	保管期間を経過した住民票(除票)はシステムで判別し、廃棄する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(3)重要な情報を記録した記録媒体については、(以下省略)	3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)重要な情報を記録した記録媒体については、(以下省略)	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報)が漏洩)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	<p>本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。</p> <p>(1)データの外部持出し制限の強化 (省略)</p> <p>(2)情報セキュリティ等のチェック体制の強化 (省略)</p> <p>(3)事故発生時の対応の強化 (省略)</p> <p>(4)職員の意識向上 (省略)</p> <p>(5)その他 (省略)</p>	<p>・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。</p> <p>・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。</p>	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(3) 重要な情報を記録した記録媒体については、(以下省略)	3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5) 重要な情報を記録した記録媒体については、(以下省略)	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報)が漏洩)	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3)送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	<p>本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っている。</p> <p>(1)データの外部持出し制限の強化 (省略)</p> <p>(2)情報セキュリティ等のチェック体制の強化 (省略)</p> <p>(3)事故発生時の対応の強化 (省略)</p> <p>(4)職員の意識向上 (省略)</p> <p>(5)その他 (省略)</p>	<p>・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。</p> <p>・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(災 害時の対応)第10項に規定する(以下省略)	2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(情 報セキュリティインシデント等への対応)第10項 に規定する(以下省略)	事後	
令和4年1月31日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課	事後	